

草津市地域防災計画の平成 28 年度修正の概要

I 趣旨

国による今回の修正は、災害対策基本法等の改正、およびそれらに対応する滋賀県地域防災計画の改正に応ずるとともに、平成 28 年熊本地震でも問題でもあった避難所生活者への対応、また平成 27 年草津市防災アセスメント調査の結果を踏まえ、草津市地域防災計画を修正する。

II 主な修正事項

1 震災対策編・風水害等対策編

(1) 防災アセスメント調査での被害想定見直しによる修正

平成 27 年草津市防災アセスメント被害想定

死者：530 人程度 重傷者：440 人程度 負傷者：4,800 人程度

避難者：16,400 人程度 建物全壊・大破：9,700 棟程度

(2) 機能別消防団の編成

災害時の外国人被災者への通訳、翻訳支援、平常時の外国人への災害に対する啓発を行う目的で発足した機能別消防団の追記。

(3) 中学校等の広域避難所へ備蓄品を整備

平成 27 年草津市防災アセスメント調査の被害想定見直しを受け、災害用防災備蓄品を全ての広域避難所へ整備することを追記。

(4) 草津市ぼうさい応援隊

防災指導に市民からの幅広い見識を取り入れるために、市民活動団体(者)で、活動実績を有するものを「草津市ぼうさい応援隊」として登録し、市に代わって市民活動団体(者)が直接防災講座を担当し、特色ある「防災手法」を編み出すことを目的とした事業を追記。

(5) 車中泊避難者およびエコノミークラス症候群への配慮

平成 28 年熊本地震で課題となった車中泊避難者およびエコノミークラス症候群を追記。

(6) 避難勧告等発令の判断基準の追加

野洲川にかかる浸水想定区域の見直しに伴い、本市に影響が及ぶため、避難判断基準を追記。

2 原子力災害対策編

(1) 旧 P P A における防護対策

- ・原子力災害対策指針の平成 27 年 4 月改正により、事前対策（国において安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限の必要性を検討）から UPZ 圏外における PPA の概念が削除され、屋内退避対応となったことから、原子力災害対策指針に準拠し、UPZ 圏外における防護対策は屋内退避に改める。
- ・UPZ 圏外における屋内退避の位置付けを受け、情報連絡体制の中に屋内退避指示の伝達を位置付ける。

(2) 放射性物質大気中拡散予測（S P E E D I 等）の記述の削除

- ・原子力災害対策指針の平成 27 年 4 月改正により、予測的手法をもって避難および一時移転といった防災対策の判断根拠としないこととなったことから、避難等の判断に当たっては S P E E D I 等の活用を削除し、災害の状況や緊急時モニタリング結果および気象情報等から判断を行うよう改める。

3 その他経年変化、組織改編、名称変更、誤記等による修正

詳細は新旧対象表を参照。